法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量（英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。）及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量及び英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ」に改め、同条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又は英国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に、「の下欄」を「、五十二の項及び五十三の項の下欄」に改める。

第十九条の九中「又は四十九の項」を「、四十九の項又は五十六の項」に改める。

第十九条の十第一項中「又はアメリカ合衆国協定適用牛肉」を「、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉」に改める。

第十九条の十一に次の一号を加える。

四　英国協定　英国協定に定められた税率

第三十一条の二に次の一号を加える。

三　英国協定　英国協定第二章（物品の貿易）第Ｂ節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・九条４(a)から(c)まで（修理及び変更の後に再輸入される産品）に規定する作業又は工程

別表第一に次のように加える。

五十一	英国協定	牛肉
五十二	英国協定	豚肉
五十三	英国協定	豚肉調製品
五十四	英国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％未満のもの
五十五	英国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％以上四十五％未満のもの
五十六	英国協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
五十七	英国協定	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第五三号の三中「又は同条第七項」を「、同条第七項の規定による同号二に規定する日英特恵輸入証明書（以下「日英特恵輸入証明書」という。）の提出又は同条第八項」に改め、同表第五五号中「締約国品目証明書の提出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第七項の規定による日英特恵輸入証明書の提出」を加え、「第三十六条の三第八項」に改め、同表第五六号の二中「又は同条第七項」を「、同条第七項の規定による日英特恵輸入証明書の提出又は同条第八項」に改める。

（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定

第四条第一項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改め、同条第二項第二号中「第二条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第六条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第三項第二号中「第二条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

附　則

この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百四十九号

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十二月十五日とする。

総務大臣　武田　良太
内閣総理大臣　菅　義偉

府令・省令

内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

○文部科学省令

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）を実施するため、東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月十一日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別会計事務取扱規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から別紙第五号書式までの書式中「㊞」を削る。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。